

(様式第2号)

団体概要書

団体の名称	特定非営利活動法人 青少年の自立と支援 奈良会
団体所在地	奈良市 苅辻町 3-5-19
活動の開始年月	2010年8月
法人格	<input checked="" type="checkbox"/> あり 申請中・なし (該当するものに○印をつけてください)
認証・許可年月日	2013年11月1日 所轄: 奈良県
活動分野 (主なものを3つ程度までに○をつけて下さい)	1. 保健・医療 <input checked="" type="checkbox"/> 2. 福祉 <input checked="" type="checkbox"/> 3. 社会教育 <input checked="" type="checkbox"/> 4. まちづくり 5. 観光の振興 6. 農山漁村の振興 7. 中山間地域の振興 8. 学術 9. 文化・芸術 10. スポーツ 11. 環境の保全 12. 動物愛護 13. 災害救援 14. 地域安全活動 <input checked="" type="checkbox"/> 15. 人権・平和 16. 国際協力・交流 <input checked="" type="checkbox"/> 17. 男女共同参画 <input checked="" type="checkbox"/> 18. 子どもの健全育成 <input checked="" type="checkbox"/> 19. 子育て支援 20. 情報化社会の発展 21. 科学技術 22. 経済活動の活性化 <input checked="" type="checkbox"/> 23. 職業能力・雇用機会 24. 消費者の保護 <input checked="" type="checkbox"/> 25. 団体の連携・支援 26. その他 ()
主な活動対象地域	奈良県内 全域
現在の活動内容	虐待・貧困等と理由の家族とくらふ権利というわけに子どもたちの自立支援事業 6名定員の2つのホームを運営し、子どもたちの生活支援、就労支援、就学支援を行っている。 それに伴う広報、啓発活動も行っている。 個人会員数 10人 : 団体会員 5 団体 : 専従職員 12人
これまでの活動実績 (行政や企業、他団体との協働事業実績を含む)	厚労省・社会的養護、児童自立支援事業 ① 自立援助ホーム あらんの家 (2013年5月1日～) ② 自立援助ホーム ミヅの家 (2020年5月1日～) ③ 奈良保護観察所、奈良家庭裁判所の委託事業
寄附者へのPR (寄附を活用して取り組みたい活動内容)	自立援助ホームを単体、不あとのアフターケア 「ファミリー」と言われる社会的養護施設と退居した子ども、若者の生活、就学、就労の支援をせむらひたい。 いつでも「たのしみ！」と口をのびる居場所と、自分たちのためにあるといふ生活と提供したい。

(様式第3号)

令和5年12月24日現在

団体役員名簿

特定非営利活動法人 青少年の自立を支える奈良の会

役名	氏名	住所又は居所	報酬を受けた期間
理事	濱田 進士		報酬あり
理事	大北 佳枝		報酬無し
理事	田淵 美紀		報酬無し
理事	中川 雅己		報酬無し
理事	岡田 悟		報酬無し
監事	西嶋 嘉彦		報酬無し

特定非営利活動法人青少年の自立を支える奈良の会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人青少年の自立を支える奈良の会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県奈良市芝辻町三丁目5番19号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、自立援助が必要と思われる青少年に対して、義務教育終了後の自立を図るため、生活の基盤となる自立援助ホームを設立し、その運営に必要な体制、後援体制の確立に関する事業を行うことによって青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 青少年の自立を促進する相談援助活動
- (2) 自立援助ホーム運営事業
- (3) 緊急一時保護事業
- (4) 子どもの問題についての啓発活動
- (5) その他、この法人の目的を達成するために必要な活動

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体



(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 収納済みの入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上10人以内
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。



- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、その法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後、最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

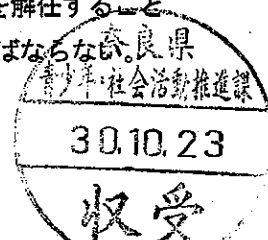
(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。



(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

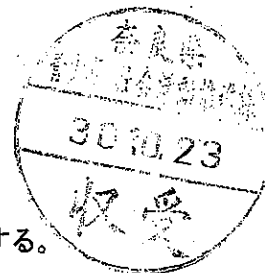
- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。



(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がいる場合にあつては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果



(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会に決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)



第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。但し、緊急の場合は議案を提案することができる。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面もしくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名もしくは記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)



第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

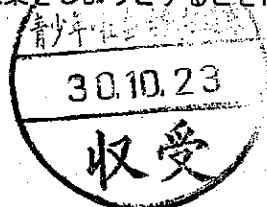
2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。



第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)



第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	友廣 信逸
副理事長	竹沢 喜心
副理事長	勢渡 満知子
理事	中川 雅巳
同	岡田 悟
同	西嶋 嘉彦
同	池田 春美
監事	濱田 進士
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成26年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成25年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | | |
|----------|--------|---------|
| (1) 正会員 | 入会金 | 5,000円 |
| | 年会費 1口 | 5,000円 |
| (2) 賛助会員 | 年会費 1口 | 3,000円 |
| (3) 学生会員 | 年会費 1口 | 1,000円 |
| (4) 団体会員 | 入会金 | 10,000円 |
| | 年会費 1口 | 10,000円 |



以上

令和4年度 事業報告書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

特定非営利活動法人 青少年の自立を支える奈良の会

1 事業の成果

令和4年度は、主に自立援助ホーム事業を行った。男子ホーム「あらんの家」は9名(継続3名、新規入居6名)の児童を受け入れた。10年間で実人数49名・のべ人数59名の子どもを受け入れ、30名以上の退居者支援を行っている。女子ホーム「ミモザの家」は3年目で8名(継続2名 新規6名)の児童を受け入れ、女性固有の課題解決にむけて取り組んだ。さらに入居にいたらなかったものの多くの女性の相談援助活動、生活支援・自死企図対応、若年出産支援等を行った。また退居者支援は1393件にのぼる。

新型コロナ禍で生活困窮した世帯が増え、こども家庭相談センター(中央・高田)、家庭裁判所、保護観察所、奈良県警察署、奈良市子育て相談課等と連携を図った。

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び数	事業費の金額(千円)
青少年の自立を促進する相談援助活動 (含む退居者支援)	1) 入所受け入れに関する主な相談 2) その他、メール・電話・面談による相談事業 3) 退居した児童の退居者支援事業 関係機関との調整、面会訪問 おかえり活動、電話相談など 合計 1393 件	随時	あらんの家 ミモザの家	14名	120名	554
自立援助ホームの運営事業	自立就労した児童 計6名 毎月第4木曜日運営委員会及びケース会議を行った。 生活支援・就労支援に必要な関係機関との連携 自治会・ハローワーク・協力企業・食事・泊りボランティアとの連携、子ども家庭相談センター、奈良市・教育委員会・児童発達施設・児童・弁護士会 警察署・社会福祉協議会・家庭裁判所・調停委員・奈良家庭・少年家の会	随時	あらんの家 ミモザの家 西部公民館 開ノ芝集会所 こども家庭相談センター 他	30名	40名	48,099
緊急一時保護事業	緊急一時保護委託対象者 1名 (あらんの家 0名、ミモザの家 1名)	随時	あらんの家 ミモザの家	7名	3名	140
子どもの問題についての啓発事業	パンフレットによる啓発活動 奈良市社会福祉協議会、奈良人権擁護委員、シロブチミストなどへの講演 フェイスブック等電子通信による啓発活動 定期購読者 1485名 (令和5年3月31日現在) ホームページの作成 ブログの発信 クラウドファンディングによる啓発	随時 随時 随時 随時	 奈良市内など	8名 5名 5名 10名	正会員ほか数百名 750名 1,485名 200名	155
その他、法人の目的を達成するために必要な活動	① 会員拡大活動・寄付金募金活動を行った。 ② 関係諸機関の会合奈良県内のイベントに出向き、法人活動の理解と協力を訴えるとともに、寄付金活動を行った。 ③ 職員退職による、ハローワーク、社会福祉協議会へのスタッフ募集・面接	随時		20名	会員・支持者及び地域住民	1,850

第11期

決算報告書

自：令和4年4月1日

至：令和5年3月31日

〒630-8114
奈良県奈良市芝辻町3丁目5-19

特定非営利活動法人 青少年の自立を支える奈良の会
(法人番号:7150005008133)

理事長 浜田 進士

活動計算書

令和 4年 4月 1日 から令和 5年 3月 31日 まで

特定非営利活動法人 青少年の自立を支える奈良の会

(単位: 円)

科 目	金 額	金 額
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	105,000	
賛助会員受取会費	207,000	
団体会員受取会費	30,000	342,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	7,029,939	7,029,939
3. 受取助成金等		
受取国庫助成金	77,148	
受取民間助成金	130,000	
受取措置費	45,475,817	
受取国庫補助金	332,996	
受取地方公共団体補助金	348,600	46,364,561
4. 事業収益		
自立援助ホーム事業収益	876,662	
啓発事業収益	40,000	916,662
5. その他収益		
受取利息	225	
雑収益	1,264	1,489
経常収益計		54,654,651
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	30,467,381	
法定福利費	4,849,624	
退職給付費用	800,000	
通勤費	958,961	
福利厚生費	66,887	
人件費計	37,142,853	
(2) その他経費		
印刷製本費	230	
会議費	800	
旅費交通費	248,143	
通信運搬費	1,057,304	
消耗品費	1,121,296	
給食費	955,414	
修繕費	370,920	
水道光熱費	1,406,258	
地代家賃	4,870,088	
賃借料	333,960	
減価償却費	1,070,871	
保険料	190,860	
諸会費	61,045	
研修費	59,070	
入居者支援費	1,095,789	
医療費	79,530	
行事費	279,452	
警備費	125,059	
雑費	329,577	
その他経費計	13,655,666	
事業費計		50,798,519

科 目	金 額		
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	1,677,945		
給料手当	324,741		
法定福利費	59,837		
通勤費	11,920		
福利厚生費	330,000		
人件費計	2,404,443		
(2) その他経費			
印刷製本費	50,050		
会議費	10,460		
広報費	484,000		
旅費交通費	3,370		
通信運搬費	63,662		
交際費	3,303		
水道光熱費	52,979		
地代家賃	138,912		
賃借料	85,800		
減価償却費	53,354		
諸会費	33,000		
租税公課	50,450		
警備費	10,461		
管理諸費	308,000		
雑費	222,757		
その他経費計	1,570,558		
管理費計		3,975,001	
経常費用計			54,773,520
当期経常増減額			△ 118,869
III 経常外収益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. その他経常外費用			
雑損失	180,967	180,967	
経常外費用計			180,967
税引前当期正味財産増減額			△ 299,836
法人税、住民税及び事業税			27
当期正味財産増減額			△ 299,863
前期繰越正味財産額			37,713,801
次期繰越正味財産額			37,413,938

貸借対照表

令和 5年 3月 31日 現在

特定非営利活動法人 青少年の自立を支える奈良の会

(単位:円)

科 目	金	額
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金	31,326,148	
未収金	6,004,891	
預け金	642,748	
棚卸資産	22,988	
短期貸付金	129,960	
前払費用	367,000	
立替金	153,034	
流動資産合計		38,646,769
2. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
建物	1,999,218	
什器備品	1,637,436	
有形固定資産計	3,636,654	
(2) 無形固定資産		
無形固定資産計	0	
(3) 投資その他の資産		
敷金	950,000	
長期前払費用	301,956	
投資その他の資産計	1,251,956	
固定資産合計		4,888,610
資産合計		43,535,379
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金	4,591,075	
預り金	1,530,366	
流動負債合計		6,121,441
2. 固定負債		
固定負債合計		0
負債合計		6,121,441
III 正味財産の部		
前期繰越正味財産		37,713,801
当期正味財産増減額	△	299,863
正味財産合計		37,413,938
負債及び正味財産合計		43,535,379

財 産 目 録
令和 5年 3月 31日 現在

特定非営利活動法人 青少年の自立を支える奈良の会
(単位：円)

科 目		金 額	
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	手許現金	410,944	
	普通預金(南都銀行大宮支店)	19,810,000	
	普通預金(ゆうちょ銀行奈良支店)	5,740,902	
	郵便振替	3,364,302	
	定期預金(南都銀行大宮支店)	2,000,000	
未収金	奈良県他3件 未收措置費・一時保護委託費	6,004,891	
預け金	シンカブル クラウドファウンディング預け金	642,748	
棚卸資産	給食用材料等	22,988	
短期貸付金	入居者貸付金	129,960	
前払費用	ステップハウス他3件 4月分家賃	367,000	
立替金	入居者等立替金	153,034	
流動資産合計			38,646,769
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
建物	間仕切り工事他3件	1,999,218	
什器備品	エアコン他25件	1,637,436	
有形固定資産計		3,636,654	
(2) 無形固定資産			
無形固定資産計		0	
(3) 投資その他の資産			
敷金	あらのの家入居敷金他2件	950,000	
長期前払費用	ステップハウス入居礼金他4件	301,956	
投資その他の資産計		1,251,956	
固定資産合計			4,888,610
資産合計			43,535,379
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	職員3月分給与他9件	4,591,075	
預り金	中央共同募金会助成金返還分 他3件	1,530,366	
流動負債合計			6,121,441
2. 固定負債			
固定負債合計			0
負債合計			6,121,441
正味財産			37,413,938

特定非営利活動法人 青少年の自立を支える奈良の会

計算書類の注記

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
最終仕入原価法を採用しています。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ①建物
法人税法の規程に基づく、定額法を採用しています。
 - ②什器備品
法人税法の規程に基づく、定率法を採用しています。
- (3) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理
施設の提供等の物的サービスの提供は、「4. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳」として注記しています。
- (4) ボランティアによる役務の提供
ボランティアによる役務の提供は、「5. 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳」として注記しています。
- (5) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2. 事業別損益の状況（または「事業費の内訳」）

（単位：円）

科目	相談支援事業	あちらの家 運営事業	ミモザの家 運営事業	あちらの家 緊急一時保護事業	ミモザの家 緊急一時保護事業	啓発活動事業	あちらの家 退去者支援事業	ミモザの家 退去者支援事業	管理部門	合計
I 経常収益										
1. 受取会費									342,000	342,000
2. 受取寄附金		37,000	302,790				383,297	171,250	6,135,602	7,029,939
3. 受取助成金等		22,196,062	24,108,281		50,218				10,000	46,364,561
4. 事業収益		373,000	503,662			40,000				916,662
5. その他収益		555							924	1,489
経常収益計	0	22,606,627	24,914,733	0	50,218	40,000	383,297	171,250	6,468,526	54,654,551
II 経常費用										
(1) 人件費										
役員報酬									1,677,945	1,677,945
給料手当		16,368,872	13,995,507		103,002				324,741	30,792,122
法定福利費		2,386,410	2,445,218		17,996				59,837	4,909,461
退職給付費用		800,000								800,000
通勤費		575,351	380,608		2,802				11,920	970,681
福利厚生費		35,787	30,873		227				330,000	396,887
人件費計	0	20,166,420	16,852,406	0	124,027	0	0	0	2,404,443	38,547,296
(2) その他経費										
印刷製本費			230						50,050	50,280
会議費								800	10,460	11,260
広報費									484,000	484,000
旅費交通費		27,460	177,350				7,233	36,100	3,370	251,513
通信運搬費		782,620	127,574				141,230	5,880	63,662	1,120,966
消耗品費		666,163	441,421				10,378	3,344		1,121,296
交際費									3,303	3,303
給食費		459,787	495,627							955,414
修繕費		25,300	345,620							370,920
水道光熱費		744,259	661,999						52,979	1,459,237
地代家賃		2,184,088	2,719,343		16,657				138,912	5,009,000
賃借料			333,960						85,800	419,760
減価償却費		503,255	505,120						53,354	1,061,729
長期前払費用償却		6,000	56,496							62,496
保険料		98,140	92,720							190,860
諸会費		31,045	30,000						33,000	94,045
租税公課									50,450	60,450
研修費		32,570	26,500							59,070
入居者支援費		156,754	737,172				98,613	103,250		1,095,789
医療費		23,760	55,770							79,530
行事費		159,963	60,320				37,733	21,436		279,452
警備費		125,059								135,520
管理諸費									308,000	308,000
雑費		228,243	12,784				88,110	440	222,757	552,334
その他経費計	0	6,204,456	6,880,006	0	16,657	0	383,297	171,250	1,570,558	15,228,224
経常費用計	0	26,370,876	23,732,412	0	140,684	0	383,297	171,250	3,975,001	54,773,620
当期経常増減額	0	△ 3,764,249	1,182,321	0	△ 90,466	40,000	0	0	2,513,525	△ 118,869

3. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳 (単位：円)

内容	金額	算定方法
現物寄附	2,363	1品1円の備忘価額によって算定しています。

4. 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳 (単位：円)

内容	金額	算定方法
運営スタッフ 11名のべ467.75時間	419,104	単価は奈良県の最低賃金によって算定しています。

5. 固定資産の増減内訳 (単位：円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
建物	2,638,335	0	0	2,638,335	639,117	1,999,218
什器備品	2,565,773	1,452,800	0	4,018,573	2,381,137	1,637,436
無形固定資産						
投資その他の資産						
合計	5,204,108	1,452,800	0	6,656,908	3,020,254	3,636,654

6. 借入金の増減内訳 (単位：円)

科目	期首残高	当期借入	当期返済	期末残高
短期借入金	0	0	0	0
長期借入金	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

7. 役員及びその近親者との取引の内容

役員及びその近親者との取引は以下の通りです。 (単位：円)

科目	計算書類に計上された金額	内役員及び近親者との取引
(貸借対照表)		
短期借入金	0	0
長期借入金	0	0
貸借対照表計	0	0

8. その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

- ・現物寄附の評価方法
現物寄附を受けた固定資産の評価方法は、備忘価額によっています。
- ・事業費と管理費の核分方法
各事業の経費及び事業費と管理費に共通する経費のうち、入件費等については従事割合、地代家賃及び水道光熱費等については建物面積割合に基づき按分しています。
- ・前払費用および長期前払費用
あらの家ステップハウスの家賃のうち令和5年4月分を前払費用に計上し、礼金の支払額を長期前払費用に計上しています。
なお、長期前払費用については対応する期間で費用計上しています。
ミモザの家事業所の家賃のうち令和5年4月分を前払費用に計上し、礼金支払額を長期前払費用に計上しています。
なお、長期前払費用については対応する期間で費用計上しています。
ミモザの家ステップハウスの家賃のうち令和5年4月分を前払費用に計上し、礼金および1年を超える火災保険料の支払額を長期前払費用に計上しています。なお、長期前払費用については対応する期間で費用計上しています。
あらの家居編所カフェの家賃のうち令和5年4月分を前払費用に計上し、礼金および1年を超える火災保険料の支払額を長期前払費用に計上しています。